

令和7年度セーフティネット保証等融資にかかる

利子に対する助成事業要領

令和7年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が、「令和7年度セーフティネット保証等融資にかかる信用保証料に対する助成事業要領」に基づき協会の保証料の助成を受け、融資にかかる借入（支払）利子を支払った場合に、その一部を助成することにより、経営の安定に資することを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる利子

次の（１）～（３）の条件を全て満たす利子とする。

- （１）「令和7年度セーフティネット保証等融資にかかる信用保証料に対する助成事業要領」に基づき協会の保証料の助成を受けた融資に対して支払った利子であること。
- （２）融資日から3年以内に支払った利子であること。ただし、市町村より利子助成がある場合、その期間は助成しない。
- （３）融資日から4年以内に助成申請がされたものであること。

4 助成金額

支払った利子の額とし、融資日から3年間の累計で300,000円を限度とする。

5 申請期間

令和7年5月1日から令和8年2月25日。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

6 予算額 10,000,000円

7 助成金の申請手続

金融機関に利子を支払った場合、別紙「セーフティネット保証等融資にかかる利子助成申請書」に、必要な書類を添付して、原則として、6カ月毎に協会宛て郵送・持参等により提出する。

8 助成金の交付

協会は、申請内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金を確定し申請者に交付する。

9 経過措置

令和6年度までにセーフティネット保証料助成を受けた場合の利子に対する助成については、なお従前の例による。ただし、助成申請は融資日から5年以内にしなければならないこととする。